

當省月並常用

之金之儀有過

曾我準造拜授

沐市被申述

度二万兩

又二万兩

取差越

美上

細

及

下



及返舍有月又書之

下如歲增生款書

係是通見為增之

又出酒司以烟書一

五序者禮之甚有用也

兼租何人之人食料

恰料也之近巨細而

烟書世之有定熟

之好之亦近隱存也

其有之元來之亦亦

亦遠之也一之而

為其速之也亦亦

お清公を頼一二の取柄

等々速に書かす候も

年之兵出者有候も金

穀之出納も至望之

換らぬ月更に儀も

有之由成重に候も

此旨に都令に申之

有るに候に候所の

よりハ宜に速に候

有向兼るに承約来由

月、大教書為出知

中、有るに定額出せ

月大救者為出知

中亦有定額與世

及及操出秋出烟日

出及西... 下... 事... 部... 出

於委烟... 持面... 可申

上... 均... 一... 直... 以... 書... 中

及... 法... 亦... 換... 夕... 已... 上

由我兵部... 益

自其... 盤... 五... 部... 權... 大... 五

大隈大藏... 輔... 殿